

訓 令

埼玉県警察本部訓令第41号

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令及び埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年12月25日

埼玉県警察本部長 貴 志 浩 平

埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令及び埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する訓令

(埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令の一部改正)

第1条 埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令（平成18年埼玉県警察本部訓令第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第1号ア中「住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35条）別記様式第2に規定する住民基本台帳カード」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード」に改める。

様式第1号、様式第12号及び様式第19号中「住民基本台帳カード（写真付き）」を「個人番号カード」に改める。

(埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部改正)

第2条 埼玉県警察本部長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年埼玉県警察本部訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の埼玉県警察本部長の保有する個人情報の保護等に関する訓令第10条第1項第1号アの規定の適用については、この訓令の施行の日前に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号。以下この項において「番号利用法整備法」という。）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「旧住民基本台帳法」という。）第30条の44第3項の規定により交付された同条第1項に規定する住民基本台帳カード（住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）別記様式第2に規定する住民基本台帳カードに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の44第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードとみなす。